



29平下経第878号
平成29年（2017年）10月13日

平塚市下水道運営審議会
会長 秋山 博 様

平塚市長 落合 克宏

平塚都市計画下水道事業受益者負担金について（諮問）

このことについて、ツインシティ大神地区の整備に伴う受益者負担金を徴収するため、貴審議会に諮問いたします。

1 諮問理由

公共下水道事業の建設費は、国の補助金や市費などで賄っていますが、公共下水道が整備されることにより、その利益を受ける地域の土地所有者等に、受益者として下水道建設事業費の一部を負担してもらい、下水道整備の進捗を図るのが受益者負担金制度です。

本市では、都市計画法第75条第1項の規定に基づき、この受益者負担金制度を採用し、公共下水道事業区域を整備しています。

この度、ツインシティ大神地区土地区画整理事業に伴い、受益者負担金を賦課するため、「平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例」及び、同条例の施行規則の一部を改正する必要がありますが、重要な事項であることから、貴審議会の意見を求めるものです。

2 諮問事項

(1) 平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例の改正

ア 負担区分の名称及び実施区域の設定（別表関係）

負担区分	実施区域
第7期事業	大神の一部

イ 基本負担金及び増負担金の額の設定（別表関係）

基本負担金	増負担金
受益地1平方メートル当たり 371円	

(2) 平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例施行規則の改正

ア 一括納付報奨金の支給率の設定（第8条第1項関係）

負担金の全額を一括納付した場合	100分の10
年度の負担金を一括納付した場合	100分の2.5

3 施行期日

平成30年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり